

令和6年第5回

瑞浪市議会定例会議案資料

令和6年11月27日

目 次

承第 4 号	専決処分の承認について（令和 6 年度専第 4 号 令和 6 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 5 号））……………別冊
議第 7 0 号	瑞浪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について…………… 1
議第 7 1 号	瑞浪市認定こども園の設置及び管理に関する条例の制定について…… 3
議第 7 2 号	瑞浪市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて…………… 4
議第 7 4 号	市道路線の認定について…………… 5
議第 7 5 号	財産の取得について…………… 6
議第 7 6 号	令和 6 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 6 号）
議第 7 7 号	令和 6 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
議第 7 8 号	令和 6 年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
議第 7 9 号	令和 6 年度瑞浪市駐車場事業特別会計補正予算（第 2 号）

別冊

議第70号 瑞浪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の施行に伴う児童手当法（昭和46年法律第73号）の改正により、児童手当の所得制限が撤廃され特例給付が廃止されたため、関係する条文の整備を行う。

【改正内容】

児童手当の特例給付を削除するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新			旧		
本則（略）			本則（略）		
別表第1（略）			別表第1（略）		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
14 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護（外国人）関係情報であって規則で定めるもの	14 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護（外国人）関係情報であって規則で定めるもの
15 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当_____の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの	15 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
16 市長	瑞浪市福祉医療費助成に関する	医療保険給付関係情報であって規則	16 市長	瑞浪市福祉医療費助成に関する	医療保険給付関係情報であって規則

	する条例によ る乳幼児等に 対する医療費 の助成に関す る事務であつ て規則で定め るもの	で定めるもの (略)		する条例によ る乳幼児等に 対する医療費 の助成に関す る事務であつ て規則で定め るもの	で定めるもの (略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

議第71号 瑞浪市認定こども園の設置及び管理に関する条例の制定について

【制定趣旨】

瑞浪市立保育園及び幼稚園のすべてを幼保連携型認定こども園として設置及び管理するために、必要な事項を定める。

【制定内容】

第1条（設置）、第2条（定義）、第3条（名称及び位置）、第4条（事業）、第5条（職員）、第6条（開園時間、休園日等）、第7条（入園資格）、第8条（入園の制限）、第9条（保育料）、第10条（延長保育料）、第11条（私的契約児利用料）、第12条（納期限）、第13条（退園）、第14条（指定管理者による管理）、第15条（指定管理者が行う業務）第16条（委任）、附則

【施行日】

本条例の施行日は、令和7年4月1日とする。

議第 7 2 号 瑞浪市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること
について

略 歴

(ふりがな) 氏 名	おお たけ かず お 大 竹 和 夫
生 年 月 日	※ ※ ※ ※ ※
現 住 所	※ ※ ※ ※ ※
職 業	無職
学 歴	学校法人安達学園 中京商業高等学校 卒業
経 歴	昭和 4 9 年 4 月 瑞浪市農業協同組合 勤務 平成 9 年 4 月 合併により陶都信用農業協同組合 勤務 平成 2 8 年 4 月 陶都信用農業協同組合 退職 現在に至る
備 考	令和 3 年 1 2 月 瑞浪市固定資産評価審査委員会委員（1 期目） 現在に至る

議第74号 市道路線の認定について

起点

終点

起点 寺河戸町字五色197番6地先

終点 寺河戸町字五色190番1地先

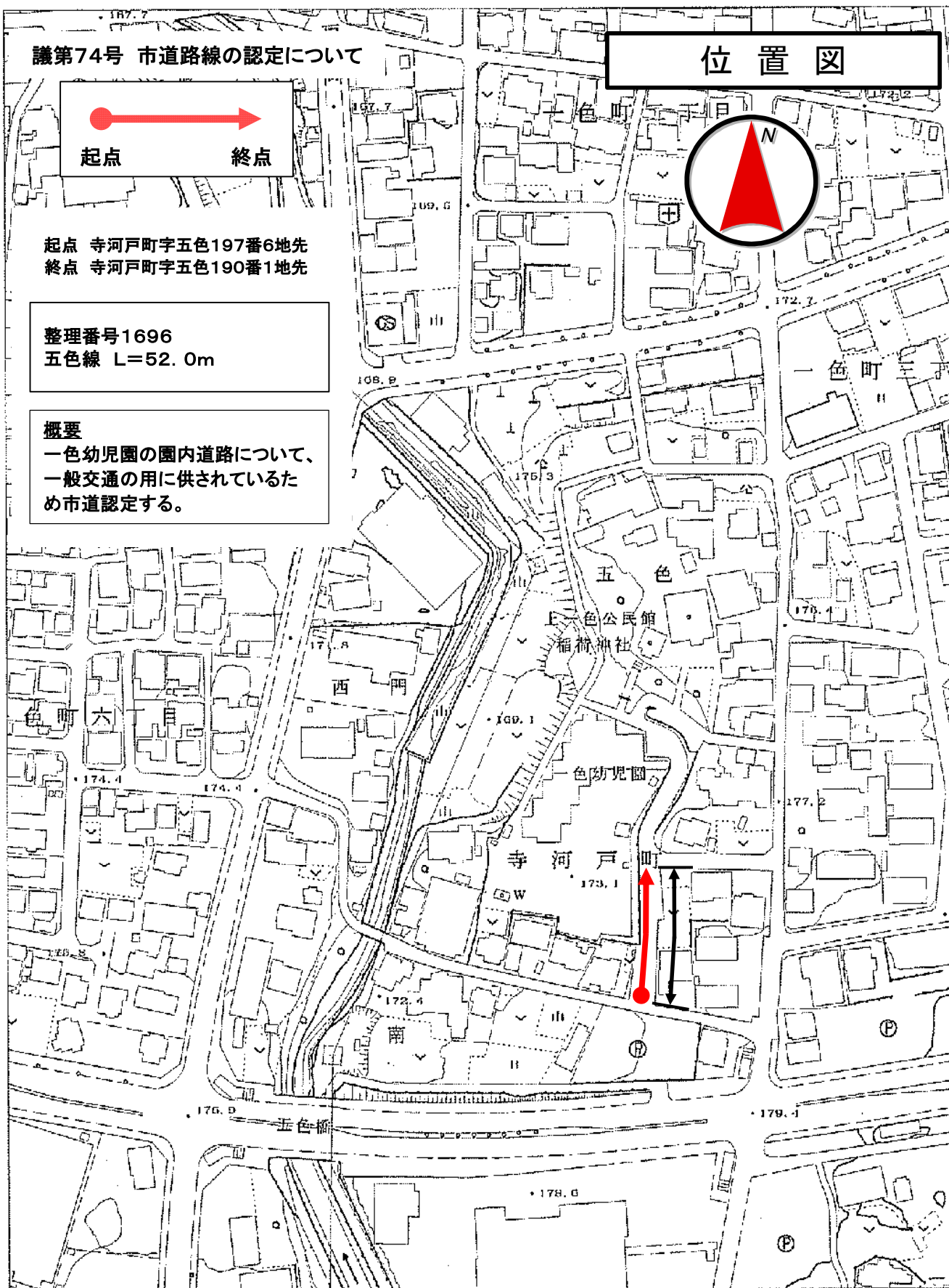
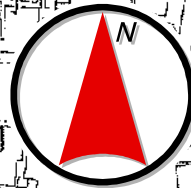
整理番号1696

五色線 L=52.0m

概要

一色幼稚園の園内道路について、
一般交通の用に供されているた
め市道認定する。

位置図



議第75号 財産の取得について

概 要

取得の目的	市立小中学校の教職員が使用する校務用パソコンの老朽化とWindows 11への対応のため、パソコンを更新する。
取得金額	65,780,000円
取得する財産の概要	ノートパソコン ・本体 Dynabook株式会社 Dynabook A6BWL YLA171A ・OS Windows 11 Pro ・ソフトウェア Microsoft Office LTSC Standard 2024 ・その他 マウス ・数量 300台
取得の相手方	岐阜県多治見市前畑町2丁目13番地 中部事務機株式会社 多治見営業所 代表取締役 辻 慶一
備考	